

市民会議報告



【当会副会長】岡田 修一(52期) Shuichi Okada

【当会副会長】國貞 美和(53期) Miwa Kunisada

1. 市民会議とは

当会では、会務運営に関して市民の皆様の理解を促進するとともに、広く意見を反映するために、平成16年から年3~4回程度で市民会議を開催しています。市民会議のメンバーは、報道機関（読売新聞、フジテレビ）、大学教授、税理士、社会保険労務士、NPO、都議会議員、会社役員など、各分野から参加していただいております。

令和2年度第2回目となる市民会議（令和2年12月7日開催）では、「法曹志願者増員への方策について」、「死刑制度について」のテーマで意見交換を行い、活発に議論していただきました。

2. 法曹志願者増員への方策について

まず、「法曹志願者増員への方策」とのテーマで、近時、司法試験の出願者数が減少傾向にある点について、現況説明と、それに対する国の制度改革、弁護士会の取り組み等について説明をいたしました。

現行の司法試験制度において、ピーク時の平成23年に11,892人いた出願者数は、令和2年には

4,226人となっており、減少傾向にあることは否定できないところです。

減少理由としては、様々な要因が考え得るところ、指摘されることが多い要因として、

- ①法曹資格取得までの時間的・経済的負担
- ②司法試験合格率
- ③弁護士に対するキャリアとしての不安

があります。

①は、法科大学院卒業資格で司法試験を受験するというルートでは、大学学部卒業、法科大学院卒業、司法試験受験・合格、司法修習の期間を通算すると、法曹資格を取得するまでに最短でも約8年を要し、学費等の経済的負担もある。

②は、現状の司法試験合格率（平成29年が25.86%、平成31年が33.63%）と、受験回数制限（5年以内に5回）の存在より、一定の時間をかけて受験資格を得ても、複数年受験により更に時間的・経済的負担が生じたり、場合によっては法曹資格を得られない可能性もあり得る。

③は、法曹資格取得者の多くが就く弁護士について、その経済安定性に不安が生じている。

という点が、志願を躊躇される要因となっているのではという指摘となります。

こうした要因分析については、そもそもの分析の当否や、いかなる対策がなされるべきかについて、様々な議論・見解があり得る難しい問題であることは前提として、司法試験受験資格に関するいわゆる「3+2」制度が導入されていること、弁護士の職域拡大や職業としての魅力を伝えるための日弁連や当会の取り組みについて、市民会議メンバーに紹介しました。

「3+2」制度とは、昨年の大学入学者以降について、法学部に「法曹養成コース」が設置された大学では、当該コース入学者には大学3年終了時に法科大学院入学を可能とする制度が新設され、また、法科大学院在学中でも一定水準の成績等を要件に最終学年在籍時に司法試験受験資格が得られる制度変更がなされており、このルートですと最短で約6年間で法曹資格が取得できることになり、時間的・経済的負担軽減につながると言われています。

弁護士会の取り組みとして、日弁連・当会のHPやパンフレット、当会の法曹養成・法科大学

院委員会が実施しているキャリア教育授業、法教育の普及・推進に関する委員会が実施している法教育出張授業、弁護士業務センターの職域拡大に向けた活動等を紹介しました。

以上の説明に対して、市民会議のメンバーからは、「弁護士のやりがいや、活動分野が多岐にわたっていることなどについて、世間にはまだまだ十分知られていないと思われ、更に伝える努力が必要では」、「若い人への発信には、SNS、YouTube等の活用が効果的では」、「結局、法曹界が、どのような質の人材、どれくらいの人数を必要としているのかについて外から見るとよく分からない」、「優秀な人には早く資格が与えられるという流れはよいと思う」といったご意見をいただきました。

3. 死刑制度について

2つ目のテーマは、2021年3月における当会の臨時総会に上程予定の「死刑制度廃止決議案」についてでした。

同決議案の趣旨は、

- (1) 当会は、政府及び国会に対し、死刑制度を廃止すること及び死刑制度廃止までの間は死刑の執行を停止するための所要の措置を講ずることを求める
- (2) 当会は今後とも刑事事件の被害者及び被害者遺族の支援に全力で取り組む

というものです。

まず、岡田理樹会長より、決議理由について説明がありました。概要は、①根本的に「生きる権利」は最も重要かつ基礎的な権利で、その価値は等しく尊重されなければならず、国家が特定人の生命を不要として強制的に奪ってしまう死刑制度については、誤判の可能性を考えても見直す必要があること、②令和元年11月実施の内閣府世論調査では、「死刑もやむを得ない」という意見が80.8%であったものの、その意見の中でも「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」という意見が39.9%あり、結局、死刑存置の立場と死刑廃止容認の立場は拮抗していると思われること、③国際的に、OECD加盟国37か国のうち死刑制度を存置しているのは3か国で、存置国の中でも、韓国は1997年以降死刑が

執行されておらず、アメリカでは50州中22州で死刑が廃止され、3州では死刑執行が停止されており、国家として統一して死刑を執行しているのはOECD加盟国では日本のみであること、④実際死刑を廃止した国々では、死刑を廃止したことにより凶悪犯罪が増えたという傾向は認められないこと、⑤死刑制度の存在が、死刑廃止国との間で、犯罪人引渡し条約締結の障害となっていること等の説明がなされました。また、日弁連では、2016年に「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択したほか、死刑制度廃止に向けた活動を行っています。当会では、「死刑制度廃止決議案」を関連委員会に意見照会したところ、死刑廃止を是とする複数の委員会がある一方、犯罪被害者支援委員会からは反対の意見が示されている状況です。

市民会議のメンバーからは、「亡くなった方の人権が守られず、犯罪者の人権が守られてよいのか」という問題が解決できないまま死刑制度を変えられずにきてしまったように思われるが、これについてはメディアが果たす役割も重要だ」との指摘がありました。メディア関係の委員からは、「犯罪の残虐性を市民がマスコミを通じて知るときに、ある意味漂白されて伝えられ、生の事実を克明に見た場合とでは、可罰する心情に違いがあるのではないか」との指摘がありました。また、他の委員からは、①死刑制度廃止については難しい問題があるが、議論することは必要であり、弁護士会は社会的に非常に大きな役割があるため、その役割を果たすための発信をしていただきたいとの意見、②人権にしっかり対応すべき弁護士会が死刑制度についての意見を発信することは理解できるが、癒えることのない遺族感情をどのように救っていくかを引き続き議論し続けることも必要だという意見、③世論調査で約8割が死刑制度もやむを得ない立場であるというのは、議論なきまま現状を容認しているように思われ、日本社会で死刑制度を考えていく上では、人権問題を扱う弁護士会から「死刑制度廃止決議案」のような決議を出すことは大変意味があることだと思うという意見等、様々なご意見を頂戴しました。

